

改正後	改正前
<p>介護保険法施行条例 (指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第四条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。第二百四十七条第六項、第三百三十六條第一項第一号ロ（一）及び第六百七十一條第六項を除き、以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者は、サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第二百二条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）において、指定通所介護事業者（当該指定通所介護事業者に係る指定を知事が行ったものに限る。）は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。</p> <p>5 前項の規定による届出をした者（次項において「宿泊サービス事業者」という。）は、当該届出に係る事項に変更があつた場合には、当該変更があつた日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。</p>	<p>介護保険法施行条例 (参考・改正なし)</p> <p>(参考・改正なし)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

6 宿泊サービス事業者は、第四項に規定する指定通所介護以外のサービスを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の前に、その旨を知事に届け出るものとする。

7 第四条の規定は、第三項ただし書の場合において、指定通所介護事業者（当該指定通所介護事業者に係る指定を知事が行ったものに限る。）が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときについて準用する。この場合において、同条第二項中「指定居宅サービスの事業を運営する」とあるのは「利用者に対して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する」と読み替えるものとする。

8 前項のサービスを提供する指定通所介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

9 指定通所介護事業者が第二項第一号イに規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百三条（第百十一条（略）  
（事故発生時の対応）

第百十一条の二 事故発生時の対応に係る基準は、省令第百四条の二に規定する基準の例によることとする。

（記録の整備）

第百十二条（略）

2（略）

一～四（略）

五 省令第百四条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

第四条 平成二十七年改正条例による改正前の介護保険法施行条例第五百三十五条に規定する指定介護予防通所介護事業所の設備に関する基

改正前

（新設）

4 指定通所介護事業者が第二項第一号イに規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百三条（第百十一条（略）  
（新設）

（記録の整備）

第百十二条（略）

2（略）

一～四（略）

五 省令第百五条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

（新設）

改正後

準は、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、介護保険法施行条例の一部を改正する条例（平成二十七年埼玉県条例第五十七号）による改正後の介護保険法施行条例第百二条の規定を準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（以下表の一部略）

第百二条第四項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
第百二条第六項	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
	第四条	第四百四十一条
第百二条第七項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
	指定居宅サービス	指定介護予防サービス
第百二条第八項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者

第五条～第七条（略）

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第百二条の改正規定、第二百十八条の改正規定（同条第三項を削る改正規定を除く。）、第二百四十二条第二項の改正規定、第六百四十一条第二項（「附則第六条」を「附則第七条」に改める部分に限る。）及び第二項の改正規定、第六百六十五条第二項の改正規定並びに附則第三条の改正規定及び附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

改正前

第四条～第六条（略）